

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年燕市条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年燕市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「若しくは」を「又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則第3項中「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。